

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

- ・ 当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨を、関東信越厚生局東京事務所に届出を行っております。
- ・ 初診料及び再診料
コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 2 9 1 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 7 6 点を算定いたします。
- ・ コンタクトレンズ検査料 1
コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、2 0 0 点を算定します。

※厚生労働省が定める疾等によっては、コンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。